明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁六〇～七七）　一
○使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示（厚生労働三二七）　四三
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（同三三八）　四四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五二
特殊法人等
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法・第二号イに定める道路の指定を解除する公示・第三号に定める道路の指定を解除する公示、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　五七
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、旅行業者営業保証金の権利実行申立て関係
会社その他
会社決算公告

告示

○文化庁告示第六十号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年六月三十日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十九年十一月二十一日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都渋谷区円山町三番六号　株式会社円谷プロダクション（代表取締役社長　大岡新一）

三　利用方法

①　映画の著作物において複製及び翻案した上で、上映、放送、公衆送信及びビデオグラムとして複製し公衆に譲渡する。

②　キャラクター商品、書籍、広告において複製し、公衆に譲渡する。

四　補償金の総額　①及び②　六四、八〇〇円（内訳は別表参照）

（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法：(1)　映画の著作物において複製及び翻案した上で、上映、放送、公衆送信及びビデオグラムとして複製し公衆に譲渡する。

(2)　キャラクター商品、書籍、広告において複製し、公衆に譲渡する。

No.	題号	著作者	補償金の額（税込・単位：円）
1	恐竜戦隊コセイドン第22話『燃えろゴウもうひとつの人間大砲』	沖守彦	32,400
2	恐竜戦隊コセイドン第23話『大爆破　恐竜墓場の対決』	吐月峰	32,400
計			64,800

○文化庁告示第六十一号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年六月三十日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十九年十一月二十一日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都新宿区本塩町二二ノ八　帝国データバンク史料館（館長　高津隆）

三　利用方法

①　展示用パネルとして複製する。期間は平成二十九年四月三日から六月三十日とする。（別表参照）

②　展示解説用端末に電子的に複製する。期間は平成二十九年四月三日から六月三十日とする。（別表参照）

四　補償金の総額　①　一五、一二〇円

②　三、一〇七円